

航空・海上無線通信委員会 運営方針

1 審議事項

航空・海上無線通信委員会（以下「委員会」という。）は、情報通信審議会に引き継がれた電気通信技術審議会諮問第10号「航空無線通信の技術的諸問題について」（昭和60年4月23日）及び電気通信技術審議会諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件」（平成2年4月23日）について審議する。

2 委員会の構成

- (1) 委員会は、情報通信審議会情報通信技術分科会会长から指名された専門委員により構成する。
- (2) 委員会の主査は、情報通信審議会情報通信技術分科会会长から指名された専門委員がこれに当たる。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する専門委員がこれに当たる。
- (4) 委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部衛星移動通信課がこれに当たる。

3 委員会の運営

- (1) 主査は、会議を招集し、主宰する。
- (2) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (3) 主査は、委員会を招集する時は、専門委員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (5) 主査は、委員会の審議を促進するため、専門委員及び必要と認められる者（以下「構成員」という。）からなる作業班を設置することができる。
- (6) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 作業班の構成

- (1) 作業班は、主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (4) 作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部衛星移動通信課がこれに当たる。

5 作業班の運営

- (1) 主任は、会議を招集し、主宰する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (5) 主任は、作業班の検討を促進させるため、必要と認められる者又は関係の職員からなるワーキンググループを設置することができる。
- (6) その他、作業班の運営に関し必要な事項は、主任が定める。

6 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、委員会については主査が、作業班においては主任が非公開とすることを認めた場合